

令和5年度

新見市雇用対策協定に基づく

事業計画

新 見 市  
厚生労働省岡山労働局

## 第1 趣旨

新見市（以下「市」という。）と厚生労働省岡山労働局（以下「労働局」という。）は、市における雇用の促進・労働環境の改善に連携して取り組むため、令和5年2月13日「新見市雇用対策協定」（以下「協定」という。）を締結した。

この協定に基づき、市、労働局及び高梁公共職業安定所新見出張所（以下「ハローワーク新見」という。）は、市が行う地域活性化、雇用創出その他の雇用に関する施策と、労働局における職業紹介等とが密接な関連のもとに円滑かつ効果的に推進されるよう、「新見市雇用対策協定に基づく事業計画」を策定する。

そして、各施策に対する互いの理解を深め、一体的な対策の実施により市の雇用の促進・労働環境の改善と就労支援の強化を図ることとする。

## 第2 令和5年度の主な雇用施策

### 1 連携体制の強化による総合的な雇用対策の推進

#### (1) 市と労働局との連携窓口等

市においては産業部商工観光課、労働局においては職業安定部職業安定課を雇用施策の連携窓口とし、就職・就労支援をはじめとする様々な雇用対策について、情報の共有を図るとともに、協働体制による施策の推進を図ることとする。

#### (2) 雇用労働施策関連情報の提供等

労働局は、求職者支援制度や雇用関連助成金等の雇用労働施策について、ホームページの積極的活用やマスコミを通じた情報発信に取り組む。また、ハローワーク新見は、市に対して雇用労働施策の情報を提供するほか、市内の事業所や経済団体、求職者に対し、所内窓口や事業所訪問時等に積極的周知を図る。

市は、雇用労働施策の周知等について、市報にいみ、ホームページ等の広報媒体を活用し、分かりやすく市民への情報提供に取り組む。

#### (3) 協定に基づく雇用対策の推進

市、労働局及びハローワーク新見は、協定に基づく雇用対策を一体となって推進するに当たり、新見市雇用対策協定運営協議会を設置し、事業計画の策定及び進捗状況の把握並びに事業評価及び改善策の検討を行う。

### 2 職業訓練のより一層の活用促進

労働者の職業人生の長期化や、労働者を取り巻く環境の変化に対応するため、職業訓練により求職者の職業能力の向上を図り、再就職や転職に結び付けていく。

【目標】職業訓練の修了3か月後の就職件数4件以上を目指す。

### 3 新規学卒者等若者への就職支援

#### (1) 企業情報の発信等による若者と市内企業との就職マッチングの支援

若者の採用・育成に積極的な企業情報の発信、及び合同就職面接会を開催し企業と

若者の就職マッチングの場を積極的に提供することにより、若者の就職を支援する。

【目標】 ユースエール認定企業 1 社以上を目指す。

#### (2) 新規学卒者等への就職支援

第 2 の就職氷河期世代をつくらないため、新規学卒者や 3 年以内既卒者を対象に就職支援ナビゲーターの担当者制によるきめ細かな個別支援を行う。

【目標】 就職支援ナビゲーターの支援による正社員就職件数 74 件以上を目指す。

### 4 就職氷河期世代の正規雇用化等の推進

就職氷河期世代の不安定就労者については、概して能力開発機会が少なく、企業に評価される職務経歴も積めていない。また、就職活動の度重なる失敗により自分に自信が持てない、現状維持が精一杯で今後の展望を抱けない、正社員就職を諦めているなど様々な課題を抱えている者が多い。

こうした不安定就労者一人ひとりが置かれている課題・状況等に対応するため、ハローワーク新見において、キャリアコンサルティング、生活設計面の相談、職業訓練のアドバイス等、就職から職場定着まで一貫した支援を実施する。

【目標】 就職氷河期世代の正社員就職件数 58 件以上を目指す。

### 5 高齢者や障害のある方の就業機会の拡大

#### (1) 高年齢者の就職支援

高年齢者を対象としたアクティブシニア就職フェアを開催し、就職促進を図る。

また、就業機会の確保を容易にするため、新見市シルバー人材センターの活用を促す。特に会員拡大のためハローワーク新見の窓口及び市報にいみを活用した周知に併せ、更なる就業機会の拡大に向けて、当該センターと連携してシルバー派遣事業の市内事業所に対する周知を行う。

【目標】 アクティブシニア就職フェアの開催：参加者数 30 人以上を目指す。

(2) 担い手として活躍する高齢者を増やす取組の強化

シルバー人材センターにおいて、介護・生活支援・子育て分野に重点を置いた体系化された講習を実施できるよう市が支援を行い、不足しているサービスの担い手の充実、シルバー会員のスキルアップ、地域住民のニーズに合ったサービスを展開、会員の健康維持や介護予防、多様な雇用・就業機会の提供等を図る。

(3) 「障害者企業説明会 in 新見」の開催

積極的な障害者雇用の意向を示している企業へのハローワーク新見の求職情報の提供や就労意欲の高い障害者に対する就労支援を目的とした企業説明会を開催し、求人・求職ニーズのマッチング支援と、関係機関との連携による就労を通じた地域社会への参画促進を図る。

【目標】関係機関との連携による「チーム支援」や「障害者企業説明会 in 新見」を行うことによるハローワークを通じた就職件数 35 件以上を目指す。

## 6 女性の活躍推進に向けた取組

(1) 女性活躍推進法の周知啓発

改正女性活躍推進法により、令和4年4月1日から101人以上300人以下企業に対して女性が活躍できる環境整備のための行動計画の策定等が新たに義務付けられたことから、市及び労働局は、説明会や広報紙、ホームページなどにより、101人以上300人以下企業に早期の取組を促すとともに100人以下企業にも取組について周知する。併せて、女性活躍推進企業であることを示す「えるぼし」認定や令和2年6月1日創設の「プラチナえるぼし」認定について周知啓発を図る。

(2) 女性の就業継続と再就職の促進

女性の継続就業支援に向けて、育児休業の取得促進や育児期の短時間就労など、多様な就業形態を後押しするための広報周知に努める。また、未就業期間の長期化に伴う自信喪失やスキルの低下を克服するための各種セミナー等を開催することで、円滑な復職支援を図る。

### (3) 働き方改革などワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組

労働局が県内における中小企業・小規模事業者の働き方改革の進め方を協議するために設置した「おかやま働き方改革会議」での取組やセミナーの開催、企業訪問、助成金の周知等を通じて、長時間労働の見直しや労働者の意欲向上に向けた意識改革を図り、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）や女性活躍の推進を目指す。

## 7 生活困窮者等の社会的自立に向けた就労支援

### (1) 生活保護受給者等就労自立促進事業に関する協定の締結及び推進

生活困窮者自立支援法に基づく包括的な相談支援の一環として、市が支援計画を作成した早期就労が見込まれる要支援者に対し、ハローワーク新見が網羅する求人ニーズから適性に応じた職業紹介・あっせんを実施し、就労支援の強化を図る。

【目標】生活保護受給者等の就職率 64.6%以上を目指す。

### (2) 物価高騰等に係る影響及びその対策

物価高騰等の影響により、事業活動が急激に縮小した事業所等が生じ、こうした事業所からの離職や休業等により住居を喪失するおそれのある人をはじめとして生活困窮状態に陥る人が増加している。

生活困窮者自立支援法に基づき設置している「新見市社会福祉協議会」においては、こうした状況を踏まえ、公共料金の滞納、就職に向けた活動などの様々な相談を受けながら、本人に寄り添った支援を行うこととし、また、離職又はやむを得ず休業する等に伴う収入減少により、住宅を失うおそれのある人には、住居確保給付金を支給するなどの支援を行う。

## 8 I J Uターン・地元就職の支援

高梁川流域7市3町と労働局の連携による「面接会」の開催や市による就職支援事業（I J Uターン就職奨励金事業）の取り組みを市とハローワーク新見が連携し、I J Uターン就職希望者の情報収集に努めると共に地元就職を促進する。

【目標】「高梁川流域就職面接会」総来場者数 300 人以上（7 月 200 人，10 月 100 人）を目指す。

## 9 外国人の雇用環境整備の推進

生産年齢人口が減少する見込みの日本社会において外国人材が注目され，外国人労働者が増加していることを踏まえ，外国人の雇用環境整備の支援を行う。

ハローワーク新見において日本での就労が可能な者に対し職業相談・職業紹介を実施し，事業主に対しては，事業所訪問等による助言・援助を実施する。

【目標】雇用管理指導のための事業所訪問 2 社以上を目指す。

## 10 雇用変動や雇用調整等に対する支援

### (1) 企業誘致による労働者確保支援に向けた取組

新見市企業立地促進奨励金を活用して市外から市内へ移転するなど，一定規模の求人需要が発生した際に，市と労働局，ハローワーク新見が情報共有を図り，求人職種に特化した個別面接会の開催，近隣市町村における求職者の動向等に係るデータの提供などにより，必要な人材確保を図る。

### (2) 物価高騰等により事業活動に影響を受けた企業に対する取組

物価高騰等により事業活動に影響を受けた企業に対して，様々な支援策の情報提供を行うことで早期の企業活動平常化を支援する。

また，特に雇用維持を図るための雇用調整助成金や産業雇用安定助成金等については，お互い連携し情報共有を行うとともに，支援を必要としている企業に対して迅速に対応できるよう体制整備を行う。